

クーリング・オフ(無条件解約)を妨害された！！

～訪問販売による住宅の工事請負契約にご注意ください～

事例

自宅を訪問してきた事業者と屋根のリフォーム工事の請負契約を結びました。後日、必要がないと思い直し、クーリング・オフを申し出たところ、事業者から、「契約書の条件に合わないのでクーリング・オフはできない。解約するなら法的手段で争う。」と言われ、仕方なく契約の継続に応じることにしました。

県内で事例のような訪問販売の住宅工事請負事業者による悪質なクーリング・オフ妨害などの相談が寄せられています。

主な手口は次のとおりです。

- ・消費者がクーリング・オフを申し出ると、
 - ①事業者から「資材を発注済みなので解約できない。」「工事を始めたからクーリング・オフできない」と言われる。
 - ②事業者から「損害が発生する。キャンセル料を払わなければ裁判を起こす。」と言われる。
 - ③販売担当者に再訪問され、「解約されたら上司に怒られ、自分は首になる。」と契約継続を懇願される。



《消費者へのアドバイス》

- ・ 訪問販売の場合、契約書面を交付された日を含む8日間はクーリング・オフすることができます。事業者が何を言っても毅然と断ることが大切です。
- ・ 事業者の虚偽説明や威迫行為によるクーリング・オフ妨害があったときや契約書面の記載内容に不備があるときは8日を過ぎてもクーリング・オフすることができます。
- ・ クーリング・オフについて正しい知識を得ることが重要ですので、早めに県民生活センターなど最寄りの相談窓口にご相談ください。

ご相談は

県民生活センター相談専用電話 **019-624-2209** まで

(受付時間 平日 9:00～17:30 土日 10:00～16:00)

※ 祝日、年末年始は休みです。